

(4) 農道の整備・保全対策

[基盤整備係\(一覧に戻る\)](#)

農山漁村交付金事業名	農地整備(農地整備事業 通作条件整備 一般農道整備)
補助事業名	
事業主体	県営・団体営
事業内容	<p>1. 一般型 …幹線から末端耕作道までの農道網の整備 2. 樹園地等型 …樹園地、野菜指定産地における畠地を主体とした農用地における農道の整備 3. 農業集落間型 …農業の生産条件が不利な地域における農業集落を結ぶ農道の整備 4. 保全対策型 …既設の農道の点検診断、機能保全対策面からの更新整備、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策</p> <p>※事業主体 …上記1~3は県、4については県、市町村</p>
要件	<p>県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施</p> <p>1~3の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた「通作条件整備計画」を県が作成する。4の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。ほか、以下の要件による</p> <p>1. 一般型</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上) (2) 総事業費が5千万円以上 (3) 全幅員が概ね 4.5m 以上(同上指定及び特別豪雪地帯、急傾斜地帯の場合は概ね 4.0m 以上) <p>2. 樹園地等型は1. の(1)要件を満足し、かつ、次に掲げる農道網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1. の(2)及び(3)適合する幹線農道 (2) 全幅員が概ね 3m 以上の支線農道 (3) 全幅員が概ね 2m 以上の末端耕作道 (4) 総延長が概ね 500m 以上の軌道等運搬施設(樹園地主体の農用地のみ) <p>3. 農業集落間型は、事業を実施する地域に含まれる少なくとも1つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、又は指定棚田地域それらに準ずる地域又は、林野率が50%以上かつ主傾斜が概ね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の 50%以上を占める地域に含まれること。</p> <p>また、通作圏の拡大による経営規模拡大等の農業構造改善、既設農道や農業関連施設等の利用拡大、農業集落の農家・住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の要件に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益面積が概ね 30ha 以上 (2) 総事業費が5千万円以上 (3) 車道幅員が概ね 4m 以上 <p>なお、関係住民の参加意識の向上と計画への合意形成のため、土地改良法の手続きを行い実施する。</p> <p>4. 保全対策型について、農道を管理する市町村長等は、「保全対策基本方針」を作成し、県知事の承認を得て、地方農政局長に提出、ただし、市町村長等の要請により、対象区域、内容等を勘案し、県が基本方針を作成する場合は、作成後、県知事が提出</p> <p>このほか、以下の要件による、ただし、点検診断についてはこの限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益面積の合計が50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域の場合は概ね 30ha 以上) (2) 総事業費の合計が3千万円以上 <p>既設の農道とは、農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。</p>

実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱				
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領、別紙1-1及び別紙1-2				
交付要領	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付率	区分		国	県	その他
	内地	一般型	50	未定	未定
		樹園地型	50	未定	未定
		保全対策型(県営)	50	25	25
	離島	保全対策型(団体営)	50	0	50
		一般型	55	未定	未定
		樹園地型	55	未定	未定
		保全対策型(県営)	55	22.5	22.5
	農業集落間型	保全対策型(団体営)	55	0	45
		農業集落間型	50	40	10
適用	(1)農業集落間型の農業集落とは、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第4項に定める農業集落 (2)保全対策型において、個別施設計画の策定、定期点検の実施が可能 (3)保全対策型(団体営)については、15m以上の橋梁及びトンネルの点検診断・個別施設計画の策定のみ実施が可能。				

交付金事業名	地方創生道整備推進交付金(地方創生推進交付金 道の整備事業)			
補助事業名				
事業主体	県・市町村			
事業内容	<p>地方公共団体における地方版総合戦略に基づく、地域において関連性を有する市町村道、広域農道又は林道の一体的整備</p> <p>1. 広域農道の新設又は改良 農道整備事業実施要綱(昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号)の第4の1の(1)に定められた事業の採択基準を満たし、又は流通・通作条件整備計画について(令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2665 号)に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整第 336 号・21 水港第 2724 号)の別紙 1-1 の運用1の第4の 3 の(1)のアに定められた実施要件を満たし、「土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定に基づき整備される農道(「広域農道」という)の新設又は改良 (参考)農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 1-1 の運用1の第4の 3 の(1)のアに定められた事業の採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受益面積がおおむね 50(30)ha 以上 ()内は振興山村、過疎地域、半島又は指定棚田地域において行う場合 ② 総事業費が 1 億円以上であること ③ 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね 4(3)m 以上 ()内は離島、振興山村、半島又は指定棚田地域において行う場合 ④ 自動車交通量のうち、農業に係るもののが過半を占めるものであること <p>2. 既設の広域農道の保全対策</p>			
要件	<p>1. 地域再生法に基づき、地域再生計画の認定を受けた路線であること。</p> <p>(1)市町村道(新設、改築及び修繕)、広域農道(新設又は改良、保全対策)、林道(開設又は拡張、保全対策)のうち異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられていること</p> <p>(2)交付期間は概ね5年以内</p> <p>(3)地方版総合戦略に定められた先導的な事業であること</p> <p>(4)定住人口の促進、農業振興、観光・交流拠点施設へのアクセス改善等のような地域再生計画に係る定量的な目標の設定が必要</p> <p>(5)既設の広域農道の保全対策を実施する場合は、以下の要件を満たすこと ただし、点検診断のみを行う場合はこの限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受益面積が 50ha 以上 ②総事業費が 30 百万円以上 			
実施要綱	地方創生推進交付金制度要綱			
実施要領	-			
交付要綱	地方創生道整備推進交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	新設又は改良	50 (62.5)	40 (27.5)	10
	保全対策(内地) "(離島)"	50(62.5) 50(62.5)	25 (12.5) 未定	25 未定
適用	<p>1. 交付率の()内は、基本交付率の 50% に後進地嵩上げ率を考慮した率 計算例 50 % × 1.25 = 62.5 % (嵩上げ率 1.25 の場合) 後進地域補助率加算の対象は土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業として実施すること</p>			

農山漁村 交付金事業名	農地整備(農地整備事業 通作条件整備 基幹農道整備)				
補助事業名					
事業主体	県営・団体営				
事業内容	<p>1. 一般型 …農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>2. 保全対策型 …既設の農道の点検診断、機能保全対策面からの更新整備、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策</p> <p>※ 事業主体 …上記1は県、2については県、市町村</p>				
要件	<p>県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施</p> <p>1. 一般型</p> <p>一般型の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な事業実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた「通作条件整備計画」を県が作成する。2の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。ほか、以下の要件による。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は、概ね 30ha 以上) (2) 総事業費が 1 億円以上 (3) 車道幅員が概ね 4m 以上(離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 3m 以上) (4) 自動車交通量の過半が農業に係るもの <p>2. 保全対策型</p> <p>保全対策型について、農道を管理する市町村長等は、「保全対策基本方針」を作成し、県知事の承認を得て、地方農政局長に提出、ただし、市町村長等の要請により、対象区域、内容等を勘案し、県が基本方針を作成する場合は、作成後、県知事が提出</p> <p>このほか、以下の要件による、ただし、点検診断についてはこの限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益面積の合計が 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上) (2) 総事業費の合計が 3 千万円以上 <p>既設の農道とは、農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。</p>				
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱				
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領、別紙 1-1 及び別紙 1-2				
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付率	区分		国	県	その他
	内地	一般型	50	40	10
		保全対策型(県営)	50	25	25
		保全対策型(団体営)	50	0	50
	離島	一般型	55	45	0
		保全対策型(県営)	55	22.5	22.5
		保全対策型(団体営)	55	0	45
適用	<p>(1) 保全対策型において、個別施設計画の策定、定期点検の実施が可能</p> <p>(2) 保全対策型(団体営)については、15m 以上の橋梁及びトンネルの点検診断・個別施設計画のみ実施が可能。</p>				

事業名	農村整備事業（農道・集落道整備事業）				
事業主体	県 営・団 体 営				
事業内容	<p>農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るために農道又は集落道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行う。</p> <p>(1) [強靭化型] 既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく更新整備、保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更又は撤去</p> <p>(2) [高度化型] 農業生産性の向上、農産物の輸送コスト削減のための既設の農道又は集落道の改良</p> <p>(3) [調査計画策定] (1),(2)の事業の施工に必要な調査及び事業計画の策定</p>				
採択要件	<p>1. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るために、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること</p> <p>2. 強靭化型の個別要件 (1) 個別施設計画が策定されており、かつ、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれかに該当すること (ア)受益面積が概ね 50ha 以上(振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、離島又は指定棚田地域の場合は概ね 30ha 以上)、かつ、車道幅員が概ね 4m 以上(振興山村、半島振興対策実施地域、離島又は指定棚田地域の場合は概ね 3m 以上) (イ)地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの (ウ)主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの (エ)施設の再編・集約を行うもの (2) 総事業費が概ね 3,000 万円以上((1)の(イ)、(ウ)、(エ)に該当する場合は 800 万円以上)</p> <p>3. 高度化型 (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること (2) 総事業費が概ね 3,000 万円以上</p> <p>3. 調査計画策定 1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること</p> <p>【用語の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設の農道 農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)に基づき農道として造成された路線。 ・集落道 主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、農業振興地域内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路。 				
実施要綱	農村整備事業実施要綱				
実施要領	農村整備事業実施要領 別紙2(農道・集落道整備事業)				
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱				
補 助 率	区分		国	県	その他
	強靭化型	既設の農道	50	未定	未定
		集落道	50(55)	未定	未定
	高度化型	既設の農道	50	未定	未定
		集落道	50(55)	未定	未定
	調査計画策定	50	未定	未定	
※集落道の()内は振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、離島及び水源地域対策関連事業に該当するものに適用					
適用					

事業名	農村整備事業（計画策定等事業）			
事業主体	団体営			
事業内容	<p>本事業を実施しようとする者が作成する「農村インフラ整備計画」で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う事業。</p> <p>(1) [施設計画策定事業] 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした農道・集落道整備事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定を行う</p> <p>(2) [機能保全計画策定事業] 既設の農道又は集落道の機能保全計画の策定を行う (策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む)</p>			
採択要件	<p>4. 農村インフラ整備計画の作成 本事業を実施しようとする者は、農村の持続性の向上を図るために、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等の事項を記載した「農村インフラ整備計画」を作成すること</p> <p>5. 施設計画策定事業を実施する場合 1) 当該事業費が200万円以上であること 2) 施設計画策定事業計画を作成すること</p> <p>3. 機能保全計画策定事業を実施する場合 農村整備事業(農道・集落道整備事業)の採択要件部分に記載の 1 から 2 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること</p>			
実施要綱	農村整備事業実施要綱			
実施要領	農村整備事業実施要領 別紙6(計画策定等事業)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交付率	区分	国	県	その他
	施設計画策定事業	100(上限額なし)	0	0
	機能保全計画策定事業			
適用	<p>参考事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 農村地域防災減災事業(地域防災機能増進事業) ▪ 農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業) 			